

【連携医療機関用】

## 在宅療養後方支援病院のご案内

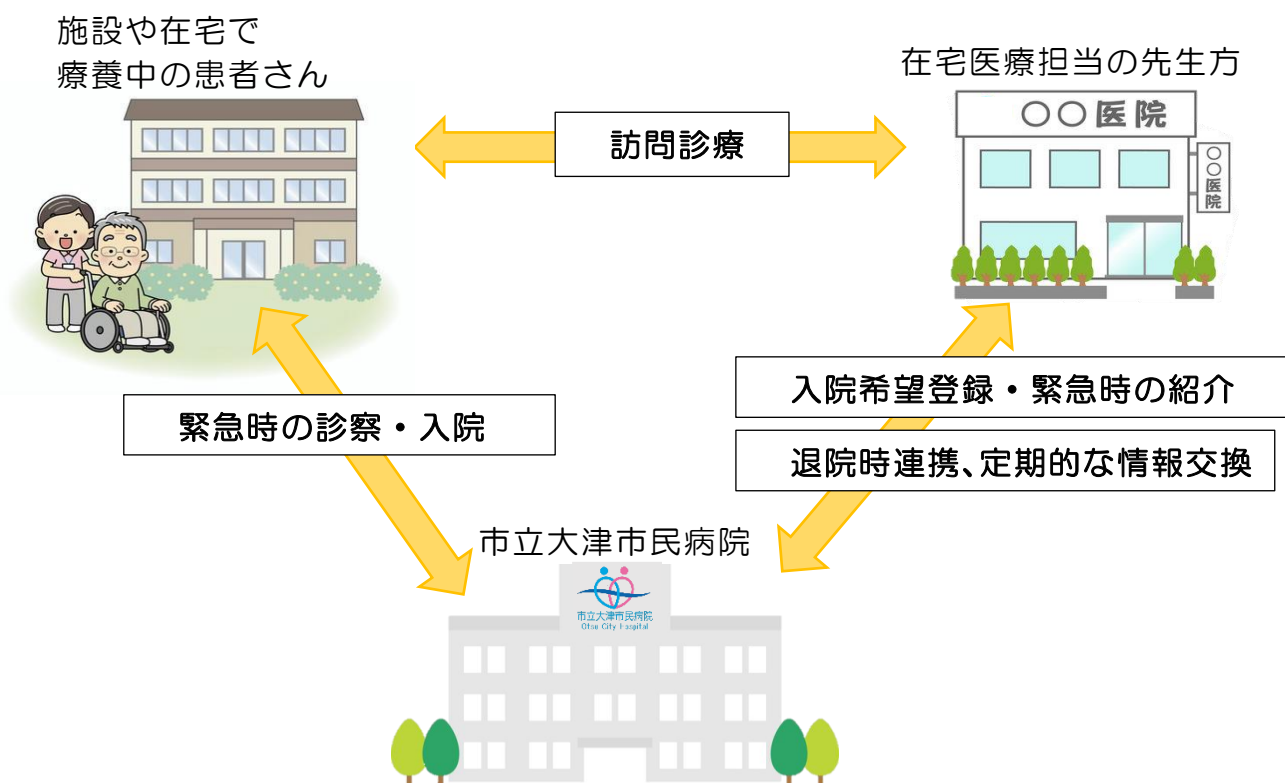
地方独立行政法人市立大津市民病院

### 在宅療養後方支援病院とは

ご自宅や施設で療養されている患者さんを事前に入院希望登録しておき、在宅診療を担当されている先生方からのご紹介で、緊急時に速やかに入院受け入れを行う、在宅療養のバックアップ体制構築のための仕組みです。  
(やむをえず当院で入院治療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。)

※お一人の患者さんが入院希望登録できる病院は1カ所のみです。  
他の病院で登録されている場合は、当院への入院希望登録はできません。

### 連携イメージ図



### 患者さん受け入れ窓口

【平日 8:30~17:00】 地域医療連携室 電話: 077-526-8192

【時間外・休日】 ER おおつ 電話: 077-525-0299

## 対象となる患者さん

在宅療養後方支援病院に入院登録される場合、以下の患者さんが対象です。

- ① 在宅療養担当医療機関で以下の在宅管理料等を算定されている方
  - ・ C002 在宅時医学総合管理料
  - ・ C002-2 施設入居時等医学総合管理料
  - ・ C003 在宅がん医療総合診療料
  - ・ 在宅療養指導管理料（C101 在宅自己注射指導管理料は除く）
- ② 市立大津市民病院以外の医療機関で入院希望の届出を行っていない方（制度上、1人の患者さんが登録できる医療機関は1カ所のみです）

登録方法について （※必要書類は当院ホームページからダウンロードできます。）

- ①登録される患者さんに「患者さん説明用リーフレット」を用いて内容をご説明していただき、「入院希望届出書（様式 1）」に医療機関の基本情報や入院を希望される患者さんの 基本情報等をご記入ください。
- ②「患者情報連絡票（様式 2）」に患者さんの診療情報をご記入ください。
- ③上記の「入院希望届出書」と「患者情報連絡票」を地域医療連携室までご郵送ください。登録後、「入院希望届出書」の写しを2部郵送いたしますので、1部は医療機関で保管していただき、もう1部は患者さんへお渡しください。
- ④登録後3か月ごと（4月・7月・10月・1月）に「診療情報交換用紙（様式 3）」により、情報交換を行います。時期になりましたら、地域医療連携室からご案内いたします。

## 注意事項・その他

- ・原則として、入院受け入れは在宅医療担当医が必要と判断した場合に行います。患者さんからの直接の申し出により受け入れるものではありませんので、ご了承ください。
- ・入院受け入れ時には、市立大津市民病院で在宅患者緊急入院診療加算を算定します。

## お問い合わせ先

【平日 8：30～17：00】

地方独立行政法人 市立大津市民病院 地域医療連携室

電話：077-526-8192（直通）